

茨城県最低賃金と茨城県特定最低賃金改正のお知らせ

茨城県内で働く労働者とその使用者に適用される最低賃金が、下表のとおり改正されました。

最低賃金名	時間額	効力発生日
茨城県最低賃金	851円	令和2年10月1日(木)
茨城県特定最低賃金	鉄鋼業	945円
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	907円
	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	904円
	各種商品小売業	874円

労使双方が合意した上で「最低賃金額」未満の賃金で労働契約を結んでも、法律により、その賃金は無効とされ、最低賃金額で契約したものとみなされます。

＜お問合せ先＞茨城労働局賃金室（TEL029-224-6216）又は最寄りの労働基準監督署

茨城県の最低賃金 茨城労働局